

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件

〔令和二年三月三十一日
財務省告示第七十九号〕

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第三号の規定に基づき、財務大臣の定める基準を次のように定め、令和三年十月一日から適用する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）第十八条の二第二項第二号に規定する財務大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 免税購入対象者（消費税法（昭和六十三年法律第百八号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。以下同じ。）が所持する旅券の顔写真（当該旅券に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により記録されているものを含む。）による本人確認を適正に行う機能を有すること。

二 前号の本人確認で使用した旅券から、在留資格、上陸年月日その他の免税販売手続等（令第十八条の二第二項第一号に規定する免税販売手続及び法第八条第二項前段の規定による購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。第四号において同じ。）の提供をいう。以下同じ。）に必要な情報（当該旅券に電磁的方法により記録されているものを含む。）を読み取る機能を有すること。

三 免税販売手続等を行う場合に、当該自動販売機で物品を購入する者が免税購入対象者であることの確認及び当該自動販売機で販売する物品が免税対象物品（法第八条第一項に規定する免税対象物品をいう。第五号及び第六号において同じ。）であることの確認（令第十八条第四項に規定する金額以上であることの確認を含む。）を行う機能を有すること。

四 購入記録情報を国税庁長官に提供するための機能を有すること。

五 法第八条第七項に規定する輸出物品販売場を経営する法第二条第一項第四号に規定する事業者が、令第十八条第三項の規定により免税対象物品を購入する免税購入対象者に対して説明しなければならぬ事項を説明するための機能を有すること。

六 免税販売手続等が完了するまで当該免税販売手続等に係る免税対象物品を当該免税購入対象者に引き渡さない機能を有すること。

七 当該自動販売機の故障その他の事由により免税販売手続等の一部でも正常に行うことができない場合には、当該免税販売手続等を中止する機能を有すること。

八 その他免税販売手続等を行う自動販売機として不適当な機能を有しないこと。